

地区会の会員に関する規則

この規則は、東京都 BBS 連盟規約第 26 条の規定に基づき、地区会の会員（以下単に「会員」という。）の資格、任務、入退会等について必要な事項を定めることを目的とする。

第 1 条（会員の使命） 会員は、BBS 運動の理念に基づき、日本 BBS 連盟の定める会員綱領を実践することをその使命とする。

第 2 条（会員の遵守事項） 会員は前条の使命を遂行するにあたっては、次の各号を守らなければならない。

- (1) 使命を遂行するために必要な知識と技術の修得に努めること。
- (2) 所属地区会と常に緊密な連携を保ち、相互の理解に努め、強固な団結の下に社会の信頼に応えるよう努めること。
- (3) 活動の依頼者その他の関係者と密接な連絡を保ち、独断専行に陥ることのないよう努めること。
- (4) 活動を通して知り得た関係者の身上に関する秘密を守り、その名誉保持に努めること。

第 3 条（会員の要件） 会員は、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 第 1 条の使命を遂行するためにふさわしい人格の形成及び行動をとることの自覚を有すること。
- (2) 青少年愛護の精神を有すること。
- (3) 削除
- (4) 積極的に活動しようとする意志を有すること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 成年被後見人または被保佐人。
 - (イ) 禁錮 2 年以上の刑に処せられた者。
 - (ウ) 社会の安寧秩序を乱すおそれのある団体を結成し、またはこれに加入した者。

第 4 条（入会の申し込み） おおむね 18 才以上であって、前条各号の要件を満たす者は、入会の申し込みをすることができる。

第 5 条（入会の手続き） 入会しようとする者は、各地区会の定める手続きにより入会を申し込むものとする。

第 6 条（入会の選考及び承認） 入会の選考は、入会の申し込みがあった地区会において行い、入会の承認は当該地区会の会長が行う。

第 7 条（退会） 会員が第 3 条各号の要件を欠いたときは、退会しなければならない。

2 会員は、退会しようとするときは、所属地区会の定める手続きにより退会を届け出るものとする。

第 8 条（除名） 地区会は、その所属する会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該会員を除名することができる。

(1) 第 3 条各号の要件を欠いたとき。

(2) 正当な理由なく、第 1 条の使命の遂行を怠り、または第 2 条に違反したとき。

(3) 地区会の規律または会員の団結をいたずらに乱し、組織の運営に支障をきたすおそれのあるとき。

(4) その他、地区会の定めにより除名が適当なとき

2 本連盟の会長は、地区会の会員が BBS 運動の名誉を傷つけ、または本運動に対する社会の信頼に背くような言動に走る事実があると認めるときは、理事会の決定を経て当該会員の資格を停止し、総会に諮って除名することができる。

付 則

1 この規則は、代議員会の議決を経なければ改正することはできない。

2 この規則は、昭和五十六年四月十九日から施行する。

付 則

この規則は、平成十九年六月十九日から施行する。

付 則

この規則は、平成二十一年六月十五日から施行する。

付 則 （東京都 BBS 連盟規約の一部を改正する決議） 抄

1 この規約は令和 2 年 9 月 20 日から施行する。

付 則

この規則は令和 2 年 9 月 20 日から施行する。

制定：昭和 56 年 4 月 19 日

改正：平成 19 年 6 月 19 日（第 1 次改正）

改正：平成 21 年 6 月 15 日（第 2 次改正）

改正：令和 2 年 9 月 20 日（東京都 BBS 連盟規約の一部を改正する決議付則第 3 項による改正）

改正：令和 2 年 9 月 20 日（第 3 次改正）